

仕 様 書

(令和 7 年度認可外保育施設の児童諸検査業務委託)

1 検査時期と検査項目

(1) 前期の検査（5月～7月）

- ① ぎょう虫検査（児童のみ）・・・セロハンテープ法・2日法
- ② 尿検査（児童のみ）・・・潜血・蛋白・糖（0歳児～2歳児は、採尿パックを使用する）

(2) 後期の検査（10月～12月）

- ① 尿検査（児童のみ）

※検査日程については、各施設長と十分調整し、実施すること。

2 検査対象者

(1) 年間の検査人数等については、次のとおりとする。

- ①施設数・・・市内認可外保育施設約23か所（企業主導型保育施設、ベビーシッター、一時預かりを除く。）

②児童数（見込人数）

検査項目	人数	回数	合計
ぎょう虫	581人	1回	581人
尿	581人	2回	1,162人
採尿パック（0～2歳児）	234人	2回	468人
事務手数料	581人	2回	1,162人

※ 児童数は変動があるため、受託者において各施設からの児童名簿等を用いて、検査対象者を特定すること。

3 容器の配付回収

(1) 各施設が提出する受検者名簿により容器貼付用ラベルを作成する。

ラベル、ぎょう虫・尿の検査容器を各施設へ配付する。

- (2) 各施設から検体を回収すること。検体の回収日は、前期・後期とも2回行う。検体を検査機関へ持参した場合も、回収分と同様に取り扱うこと。（持参は指定日の翌日から一週間以内とする）

4 検査結果

- (1) 保護者向け「検査上の注意書」及び「検査結果」を作成・配付すること。
- (2) 施設長へ児童の検査結果報告書を提出すること。
- (3) こどもみらい課長へ検査結果報告書（①施設ごとの集計、②全体の集計）を提出すること。

5 委託業務終了報告

業務は、環境に配慮して実施することとし、医療廃棄物に関しては、検査及び処理の一連の業務が終了した後、その都度速やかに適正処理を証するマニフェストをこどもみらい課へ提出すること。